

# 反グローバリゼーションの諸位相

山 田 敦<sup>※</sup>

- I はじめに
- II 発展途上国の反グローバリゼーション
- III 労働組合の反グローバリゼーション
- IV 環境保護団体の反グローバリゼーション
- V おわりに

## I はじめに

かつて「国際化」がもてはやされた当時、「反国際化」という言葉を耳にすることはまずなかった。一方、「グローバル時代」といわれる今日では、「反グローバリゼーション」が至るところで叫ばれている。それはもはや、感情的レトリックとか政治的スローガンとして片付けられるものではない。彼らの主張を正面から受け止め、それに応えていくことが、政治の場でも、研究の場でも、緊切な課題となっている。

グローバリゼーションが多次元的な現象であるのと同じく、反グローバリゼーションの主張も決して一枚岩ではない。しかし、グローバリゼーションの多次元性については多くの研究が積み重ねられてきた一方で、反グローバリゼーションの体系的な検討は不十分なままである。本稿は、いくつか代表的な反グローバリゼーション勢力の議論を整理し、それらに関連づけながら、反グローバリゼーションの諸位相を解析することを目的としている。

今日のグローバリゼーションは、政治、経済、社会のあらゆる分野で重層的に進行しているが、いずれの分野でも先進国、とりわけ米国が主導しているところが大きい。換言すれば、グローバリゼーションの進行プロセスには、世界システム論という《中心-周辺》構造が顕著にみられる。それゆえ当初、反グローバリ

---

※ 一橋大学大学院法学研究科助教授  
『一橋法学』（一橋大学院法学研究科）第1巻第2号2002年6月 ISSN 1317-0388

ゼーションは周辺（発展途上国）から中心に向けられた憤懣の表れと理解されることが多かった。もちろん、そういう反グローバリゼーションもある。しかしそれは一部分にすぎない。今日の反グローバリゼーション勢力は中心の内側にも存在し、また中心と周辺を横断したグループも存在する。そもそも中心と周辺の境界が、かつてほど明瞭ではなくなっている。さらに、グループごとにグローバリゼーションに反対している理由はさまざまであるが、同時に、活動アジェンダの中に共通項を見出して連携することも増えている。全体として、国境と問題領域をとともに横断してネットワーク化されつつある点が、今日の反グローバリゼーションの大きな特徴であり、その運動が政治的影響力を増している源泉ではないかと思われる。

そのような反グローバリゼーションのダイナミクスを描き出すには、包括的、体系的、かつ緻密な実証研究が必要であり、この小論では到底十分になしえない。本稿の分析は、中心たる米国の外側と内側に存在する代表的な反グローバリゼーション勢力を取り上げ、それぞれの論点を整理するとともに、彼らの連携・ネットワーク化の現状を一瞥することに限定される。以下では、まず外側から米国に向けられた反グローバリゼーション（反アメリカナイゼーション）論として、発展途上国の主張をみる。2番目に、米国の内側にある反グローバリゼーション論として、米国の労働組合の主張を検討する。3番目には、米国の内側と外側を横断する反グローバリゼーション論として、環境保護団体の主張をみる。最後に、それらアクターの連携・ネットワーク化について考察する。

## II 発展途上国の反グローバリゼーション

今日のグローバリゼーションは、政治、経済、社会のあらゆる領域で「重層的」に、さまざまな国や地域、主体を巻き込んで「拡張的」に、しかも「加速度的」に展開するという特徴をもっているといわれる<sup>1)</sup>。その影響が日々、至るところで感じられていることは、「グローバル」が流行語（もはや日常語）となり、

---

1) 経済企画庁総合計画局編『進むグローバリゼーションと21世紀経済の課題』大蔵省印刷局、1997年、1-4頁。

ありとあらゆる事象に冠されている現況をみれば明らかであろう。

ただし言うまでもなく、誰もがグローバリゼーションの信奉者たらんとしているわけではない。「反グローバリゼーション」の動きも重層的、拡張的、加速度的に進行している。グローバル時代は、反グローバル時代でもある。そして、親グローバル派と反グローバル派の亀裂は、インターナショナルな次元（国家間）でも、ナショナルな次元（一国内）でも、トランスナショナルな次元（国境を越えた関係）でも生まれている。

このうち、伝統的な国際政治観にいちばん馴染みやすいのが、国家間の亀裂であろう。あえて単純化していえば、それは「中心」対「周辺」、つまり「先進国」対「発展途上国」という対立の構図になる。前者はグローバリゼーションによって利益を得る国、後者は不利益を被る国である。このような単純な図式化が妥当であるかどうかはひとまず置き、まずは「周辺」と呼ばれる発展途上国（その立場も決して一様ではないが）の声に耳を傾けてみたい。

周辺から中心へ向けられた反グローバリゼーションは、中心国のなかでもとりわけ米国が主導的立場にあるため、しばしば「反アメリカナイゼーション」と同義である。「反・新植民地主義」「反・新帝国主義」などの意味合いが込められている場合も多い。その主な論点は以下のとおりである

第1点は、グローバリゼーションの経済的効果についてである。グローバリゼーションの推進派（たとえば新古典派経済学に立脚した米国政府や国際機関の政策担当者たち）は、市場開放や規制緩和などの自由化を進めることで、短期的には痛みを伴っても長期的には、すべての国々、すべての人々の福利厚生が向上すると考える。一方、途上国は、グローバリゼーションの果実が一律に収穫されているわけではない点を強調する。大半は先進国が刈り取り、途上国はわずかな残余を分け合うのみであると主張する。その結果、貧富の差は広がりこそすれ、決して縮小はしないと訴える。

途上国の立場は、国際関係論でいう絶対的利得（absolute gains）と相対的利得（relative gains）の違いに目を向ければ理解しやすい。新古典派経済学が強調するのは、グローバリゼーションが誰にも絶対的利得を与えるという点である。確かに、平均寿命、識字率、平均所得などをみれば、最貧国においてもそれらが

向上していることを示す統計がある。しかしたとえ利益があっても、それが先進国の利益と比べて小さければ、すでにある格差が広がりつづけることになる。そこを途上国は問題視する。軍備競争でも経済競争でも、国際関係で政治問題化しやすいのは絶対的利得よりも相対的利得のほうである<sup>2)</sup>。

実際、国家間の貧富の差が拡大していることを示す統計がある。国連開発計画 (UNDP) の年次報告書 *Human Development Report* の1999年版によれば、世界の最上位20%に属する豊かな国々と、最下位20%に属する貧しい国々の所得水準比率は、1960年の30対1から、1990年には60対1、1997年には74対1へと、格差が広がりつづけてきた。また1990年代後半、最上位20%の国々は、世界全体のGDPの86%、輸出市場の82%、直接海外投資の68%、電話回線の74%を占有していた。いずれの点でも、最下位20%の国々が占める比率は1%前後にすぎなかった<sup>3)</sup>。

キューバのカストロ国家評議会議長は2000年4月、ハバナで開かれた途上国グループ (G77) の首脳会合で次のように述べた。多分に扇情的ではあるが、多くの途上国が感じるグローバリゼーションの著しい偏りをうまく表現している。

われわれはみな、[グローバリゼーションという] 同じ船の乗客である。しかしこの船の乗客は、まるで違う状態で航海を続けている。ひと握りの乗客は、インターネットと携帯電話が備わった豪華客室で船旅を楽しんでいる。栄養とバランスのよい食事をたっぷり取り、きれいな水もある。先端医療や文化にも手が届く。一方、圧倒的多数の苦しむ人々は、植民地時代の奴隷船にも似た劣悪な環境で航海している。乗客の85%は汚い船倉の中でひしめき合い、飢えと病気と無力感に苛まれているのだ<sup>4)</sup>。

---

2) 絶対的・相対的利得については、たとえば David A. Baldwin, ed., *Neorealism and Neoliberalism: the Contemporary Debate*, New York: Columbia University Press, 1993 を参照。

3) United Nations Development Programme (UNDP), *Human Development Report 1999: Globalization with a Human Face*, New York: Oxford University Press, 1999.

4) *Workers Daily Internet Edition*, April 14, 2000 (<http://www.wwnedemon.co.uk/ww2000/d00-70.htm>). 2002年5月1日アクセス。

途上国の主張の第2点は、グローバリゼーションに飲み込まれていくプロセスについてである。途上国は目下、望むと望まざるとにかかわらず、グローバル経済システムへ速やかに自らを統合するよう要求されている。すなわち、外国資本を呼び込む上でも、国際機関の支援を受ける上でも、国際的な基準、ルール、制度を採用することが前提条件とされている。大野健一が指摘するように、後発国に対するこうした圧力は過去にもあったが、今日ほど性急かつ包括的なものではなかった。戦後のGATT体制は途上国に猶予を与える特惠措置を用意してスタートしたが、現在は、途上国に先進国とほとんど同一の基準を一気に受容させる圧力が強まっている<sup>5)</sup>。

要求される基準は、社会のあらゆる分野にわたっている。大野が列挙しているとおり、「経済に深くかかわるものだけをあげても、所有権、契約、会計、商法、外資法、雇用制度、知的所有権、企業統治、金融監督、情報開示、統計、技術認証、貿易自由化、資本開放、環境保護など枚挙にいとまがない。これらを早急に先進国並みに改定せよというのである。このほかにも非経済分野では人権、民主主義、選挙制度、市民社会、少数民族政策などの要求がある」<sup>6)</sup>。

そして、これらの基準やルールは、途上国の声が反映されないまま、先進国、とりわけ米国の意向や既存制度に沿う形で固定されがちである。多くの途上国にとって、グローバリゼーションとは、アメリカン・スタンダードを強要するプロセスでしかない。反グローバリゼーションがしばしば反アメリカナイゼーションと同義とされる所以である。

もっとも、途上国による国際基準の採択は、強要されているためだけではなく、みずから進んで実施している面もある。グローバル経済への参加を拒否すれば経済発展はありえないことを、過去の経験（たとえば輸入代替政策の失敗）から、途上国は痛感している<sup>7)</sup>。また、国際基準の採択によって、途上国が自国制度の

5) 大野健一『途上国のグローバリゼーション——自立的発展は可能か』東洋経済新報社、2000年、4-5頁。

6) 同上、5頁。

7) Stephan Haggard, *Developing Nations and the Politics of Global Integration*, Washington, D.C.: Brookings Institution, 1995.

非効率な部分を改築できるという利点もある。しかし、グローバル経済の荒海にいきなり飛び込めと言われても困る。そこに途上国のジレンマがある。

以上のように理由づけされた途上国の反グローバル化は、たとえば知的財産権問題で尖锐化している。先進国は、特許侵害や不正コピー品を国際的ルールで取り締まることが、グローバル規模で製品や技術の取り引きが拡大するために欠かせない環境整備であると主張する。とりわけ米国は近年、ハイテク産業の収益を左右する知的財産権保護に神経をとがらせており、多国間ルールの整備を主導する役を果たしてきた。ウルグアイ・ラウンドの「新分野」に知的財産権問題を加え、TRIPS（貿易関連知的財産権）協定を成立に導いたのは、米国を中心とする先進国側の努力であった。

それに対し途上国は、先進国の定めるルールが先進国による技術の独占を助長し、特許料を吊り上げ、貧しい国々が必要な製品や技術を利用することをますます困難にしていると主張する<sup>8)</sup>。1993年に世界全体の研究開発支出の84%は最上位10カ国が占めていた。同様に1980～90年代の約20年間に米国で成立した特許の95%は、それら10カ国が占めていた。同時期に途上国で成立した特許の8割以上は、先進国の個人・企業・研究機関が所有するものであった<sup>9)</sup>。

知的財産権に関して、先進国と途上国の対立がとりわけ激しくなっているのが、医薬品分野である。TRIPSは、医薬品も含むあらゆる製品・工程の特許を20年間有効と定め、WTO加盟国にその適切な保護を求めている。この取り決めにより、先進国の医薬品メーカーの権利保護が強化される一方で、途上国にとっては医薬品の利用がますます困難になるという問題が出てきた<sup>10)</sup>。大勢の人命を奪う疾病は途上国でこそ深刻化しているのに、WTOは先進国企業の利益を優先し、

---

8) 特許保護を重視する立場（プロパテント）と、過度の特許保護に反対する立場（アンチパテント）については、以下を参照。上山明博『プロパテント・ウォーズ——国際特許戦争の舞台裏』文春新書、2000年。Christopher May, *A Global Political Economy of Intellectual Property Rights: The New Enclosure?*, London: Routledge, 2000.

9) UNDP, op. cit.

10) 林達雄「エイズ治療の特許が阻む？」『世界』2000年10月号、25—28頁。同「エイズと人間の安全保障——疾病と特許重視の時代の健康と医療」勝保誠・編著『グローバル化と人間の安全保障——行動する市民社会』日本経済評論社、2001年、第三章。

途上国の人々には到底手が出ないような高値に薬価を据え置く協定をつくった、というのが途上国側の主張である。たとえばエイズの抗ウイルス薬の中には、その効果が広く注目されながら、年間費用が数百万円にのぼるものがある。インドやブラジルなどいくつかの国々では、その模造品を安価で販売する国内製薬企業が現れ、途上国政府もそれを後押しする姿勢をみせはじめた。医薬品のように公共性の高いものは、特許の対象外にすべきだとの考えからである。欧米の大手医薬品メーカーは強く反発し、TRIPSのさらなる強化をWTO次期ラウンドの交渉課題とするよう、先進国政府にロビー活動を展開しはじめた。

ここで途上国サイドに立って論戦に加わってきたのが、人道支援や医療援助で世界的に有名ないくつかのNGOである。英国を本拠地に世界的ネットワークをもつオックスファムは、「薬価引き下げキャンペーン (Cut the Cost Campaign)」を展開し、途上国向けに医薬品を安く提供する制度や、途上国にとって「不公正」なTRIPS協定の改定を、医薬品メーカー、先進国政府、国際世論、国際機関に訴えかけている<sup>11)</sup>。途上国や紛争地域の医療現場で活動する「国境なき医師団 (MSF)」も、「不可欠な医薬品を利用可能にするキャンペーン (Campaign for Access to Essential Medicines)」を通じ、同様の働きかけを続けている<sup>12)</sup>。

これらNGOと途上国は、さまざまな国際会議の場に、連携の舞台を見出している。最近の例では、2001年11月、ドーハで開かれたWTO閣僚会議がある。新ラウンド開始に道筋をつけたこの会議には、医薬品特許問題で途上国の立場を支援するNGO代表が集まり、いわゆるアフリカ・グループ (アフリカのWTO加盟諸国) と連携して、途上国の医療事情に配慮した協定見直しを盛り込んだ「TRIPS協定と公衆衛生に関するドーハ宣言」を採択に導いた。<sup>13)</sup>

11) 同キャンペーンに関しては、Oxfam UK のウェブサイト参照 (<http://www.oxfam.org.uk/cutthecost/index.html>)。2002年5月7日アクセス。

12) 同キャンペーンに関しては、MSFのウェブサイト参照 (<http://www.access-med-msf.org/index.asp>)。2002年5月7日アクセス。

13) WTO, "Declaration on the TRIPS Agreement and Public Health," adopted on 14 November 2001 at Ministerial Conference, Doha, WT/MIN(01)/DEC/2.

この事例は、「中心」の内側にも「周辺」の反グローバリゼーションに同調する動きがあることを示している。「中心」対「周辺」という単純な図式では、今日の反グローバリゼーションの広がりを捉えきれない。中心の内側には、周辺からの反グローバリゼーションに対抗する勢力（上の事例では欧米大手医薬品メーカー）と、それに共鳴する勢力（人道・医療援助 NGO）が並存する。

また、ここでは詳しく取り上げる余裕がないが、反アメリカナイゼーションの声は途上国だけでなく先進国の中からも挙がっている。1998年8月、南フランスの小さな町ミヨで、農民が建設中のマクドナルドの店舗を打ち壊す事件が起きた。「ジャンクフード帝国主義」に対する抵抗運動の象徴として、フランス内外で大きく報じられた事件である<sup>14)</sup>。

加えて、米国の内側にも、独自の理由から反グローバリゼーションに傾斜したグループが存在する。次節でみる米国の労働組合は、その代表的存在である。

### Ⅲ 労働組合の反グローバリゼーション

反グローバリゼーション勢力は、「中心」の外側だけでなく、内側にも存在する。その急先鋒が米国の労働組合である。米国の労働者の立場も決して一枚岩ではないが、反グローバリゼーション勢力の中核をなしているのは、輸入競争産業の労組である。彼らの反グローバリゼーションは、大方において「反貿易自由化」と同義といってよい。

グローバリゼーションは、国家間だけでなく、一国内の様々なグループ間にも勝者と敗者を生み出している。勝者と敗者の亀裂は、中心（先進国）の内部にも生じている。内部亀裂のほうが、外と内の亀裂よりも、即座に深刻な社会問題を生み出しやすいとすら考えられる。グローバリゼーションの波に乗って豊かになっていく階層と、取り残されていく階層とが、隣り合わせて暮らし、彼我の違いが日々実感されるためである。米国労組の反グローバリゼーションは、反米感

---

14) ジョゼ・ボヴェ & フランソワ・デュフル（新谷淳一訳）『地球は売り物じゃない！——ジャンクフードと闘う農民たち』紀伊国屋書店、2001年。ジョージ・リッツァ（正岡寛司監訳）『マクドナルド化の世界——そのテーマは何か』早稲田大学出版部、2001年。

情とは異なるけれども、同じ米国の多国籍企業や富裕層、政府の自由化推進派に向けられたものである。

米国において貿易問題に労組が大きく関与すること自体は、とりたてて新しい現象ではない。鉄鋼にせよ、自動車にせよ、輸入品との競争で苦境に立たされた産業界の労組は、政府に保護・救済措置を求める強力な政治勢力でありつづけてきた。しかし近年の労組は、反グローバル化勢力の列に加わることで、従来のように「保護主義勢力」のレッテルを貼られることを避けようとする姿勢が明確にみられる。そのため以下で述べるように、自分たちの雇用と賃金の維持を訴えるだけでなく、人権問題や民主主義、環境問題などにまで論点を広げて反グローバル化論を展開している。

労組の反グローバル化（反貿易自由化）論は、主として以下のような内容である。第1に、貿易自由化は米国内で失業の増加を招く。輸入品との価格競争にさらされた企業の経営陣は、コスト削減の方策を探り、もはや国内での操業継続が不可能と考えれば賃金の安い海外に工場を移転する。いわゆる「雇用の輸出」問題である。

第2に、貿易自由化は米国内で賃金引下げの圧力として働く。理由は上と同じく、輸入競争によりコスト削減が企業にとって至上命題となるからである。

第3に、貿易自由化は労働基準の低下につながる。コスト削減の圧力は、賃金カットだけでなく、福利厚生が悪化、実質的な労働時間の延長、安全対策を軽視した作業環境などを労働者に押し付けることになる。さらに、規制緩和の流れが労働基準にも押し寄せることで、政府が適切な監督役を務めることがなくなり、労働者の健康や安全が犠牲にされたままになる。

第4に、以上を総合して、貿易自由化は労働者の基本的人権をも危うくする。安全で清潔な作業環境で、貢献に見合った報酬を得ながら働く権利が、労働者から奪われようとしているからである。

最後に述べた労働者の人権に関しては、米国内だけでなく、米国企業の進出先である海外でもまったく同じ問題が生じていることが強調される。企業の進出先には、労働コストが低く、労働基準も緩やかな場所が選ばれやすい。そのような地域の労働者は、ただでさえ劣悪な労働環境に置かれているのに、いっそう多国

籍企業の利益追及の犠牲にされることとなる。とりわけ女性や子どもにしわ寄せが行きやすい。こうした労組の主張は、人権保護団体の主張や、ILO（国際労働機関）のような国際組織の関心と重なり合い、それらグループとの連携に道を開いている<sup>15)</sup>。

労組はさらに、貿易自由化が自然環境破壊につながることを主張の一部としている（その論拠は、次節でみる環境保護団体の考えと同じ）。それにより、環境保護団体とも連携することが可能になった。

米国の労組は現在、NAFTA（北米自由貿易協定）、FTAA（米州自由貿易協定）、WTO、ファスト・トラック（一括承認手続き）など、貿易自由化のための協定や政策にすべて反対している（この点は後述する環境保護団体も同じ）。

米国の労組が上述のような包括的主張を行い、単なる保護貿易勢力としてではなく、反グローバリゼーション勢力として存在感を示した最初の事例は、NAFTAであろう。周知のように、NAFTAは米国、カナダ、メキシコの自由貿易協定として1994年1月に発効した。経済規模も発展段階も異なる3カ国の自由貿易協定であったため、当初は交渉の難航が予想されたが、実際には1年余り（1991年6月～1992年8月）で協定本文については合意に達している。しかし協定本文の締結後、1993年8月まで補完協定の交渉に手間取り、発効が遅れた経緯がある。補完協定は2つあり、1つは労働問題、もう1つは環境問題に関する特別の配慮を盛り込んだ。米国の労組と環境保護団体の要求を受け、クリントン政権がカナダ、メキシコ両政府を交渉に呼び入れて付加したものであった<sup>16)</sup>。

米国の労組は、NAFTAが米国からメキシコへの工場移転を加速し、上述したような弊害を米国だけでなく域内すべての労働者にもたらすとして反対キャンペーンを展開した。労組を支持基盤とする議員（とくに民主党議員）がそれに同

---

15) グローバリゼーションと労働者の人権についての実証研究は、たとえば以下を参照。Radhika Balakrishnan, ed., *The Hidden Assembly Line: Gender Dynamics of Subcontracted Work in a Global Economy*, Bloomfield, Connecticut: Kumarian Press, 2002; Kevin Bales, *Disposable People: New Slavery in the Global Economy*, Berkeley, CA: University of California Press, 1999.

16) NAFTAの交渉過程はMaxwell A. Cameron and Brian W. Tomlin, *The Making of NAFTA: How the Deal was Done*, Ithaca: Cornell University Press, 2000に詳しい。

調し、人権保護団体、環境保護団体なども独自の反対運動を行った。結局、NAFTAの労働に関する補完協定には、3カ国がそれぞれの国で労働基準の向上と労働関連法の整備・実施に努めることと、3カ国の労働問題担当閣僚を長とする委員会を設けて協力し合うことが盛り込まれた。

WTOがサービス貿易や知的財産権、投資などを「新分野」として付加したように、通商協定は近年、そのカバーする領域を広げつつけている。しかし、労働問題と環境問題まで付加されたのは、このNAFTAが初めてであった。反グローバリゼーション勢力の影響力が、政治的に無視し得なくなったことを端的に示している。

しかし労組の不満は、この補完協定で解消されたわけではなかった。逆にNAFTA発効後、工場閉鎖やレイオフ、賃金カットが相次ぎ、労働者へのしわ寄せが一段と深刻な現実となったとして、反貿易自由化運動をいっそう強化することになる。

NAFTA発効後、米国政府は自由貿易地域を南北アメリカ大陸に拡大するFTAAの交渉に乗り出した。1994年12月、北米・中南米の34カ国首脳がマイアミに集まり、2005年までのFTAA交渉妥結を目標とする「マイアミ宣言」を採択した。1998年4月には第2回首脳会談がチリのサンチアゴで開かれ、市場開放、投資、知的財産権、競争政策、農業など9分野で交渉グループを設置することが決まった。9交渉グループは2001年7月、分野ごとの協定案（ファースト・ドラフト）を公表した<sup>17)</sup>。

米国の労組は、FTAA構想が発表されるや否や、反対運動に乗り出した。AFL-CIO（アメリカ労働総同盟・産業別労働組合会議）は、自由貿易推進派がNAFTAで「約束した利益」が労働者のもとには少しも届かなかったとして、

17) ただし同案は、ほとんどあらゆる争点で各国の対立意見を併記したままであり、交渉妥結までにはまだ相当の紆余曲折が予想されている。FTAAに関しては、例えば *Gordon Mace and Louis Belanger, eds., The Americas in Transition: The Contours of Regionalism*, Boulder, Colorado: Lynne Rienner, 1999.

自由貿易地域の拡大に断固反対の立場を表明している<sup>18)</sup>。チームスター（アメリカ御者運転手倉庫係補助者国際組合）も、「FTAAの目標は、民営化と規制緩和を進めるNAFTAの悪例を西半球全体に押し付けることでしかない」と批判している<sup>19)</sup>。NAFTAへの失望感は環境保護団体その他の反グローバルイゼーション勢力の間でも同様に強く、それらグループもFTAA反対キャンペーンを繰り広げている。

労組の批判は、通商政策上の制度・手続きにも向けられている。とくに、ファスト・トラック（一括承認手続き）である。この権限が大統領に与えられていると、米国政府が外国政府と結んだ通商協定に関し、米国議会は批准するか否かの選択肢しかもたず、協定の内容に修正を加えることができない。通商協定が国内の保護主義圧力によって締結後に歪曲されることを防ぐための制度である。ただしこれは議会が大統領に対し時限的に与える権限であって、失効期日が来れば、大統領は議会に対し権限付与を再び要請しなければならない。クリントン政権は議会への働きかけに失敗し、1994年よりファスト・トラックの空白期間が生まれることとなった。G・W・ブッシュ政権は、FTAAやWTO新ラウンドを進めるためにはファスト・トラックを得ることが欠かせないと主張し、2001年5月に授權要請の法案を議会に提出した。

それに対し労組は、「Fast track is the wrong track（ファスト・トラックは間違っただ道）」と訴える反対キャンペーンを開始した。労組によれば、ファスト・トラックが成立すると、労働者や市民の声が議会を通じて通商協定に反映される道が閉ざされてしまう。大企業の利益のみを優先する協定が政府によって一方的に結ばれ、労働者や消費者、自然環境が顧みられることがなくなる。それはきわめて「非民主主義的」な制度であると、労組は消費者団体、環境保護団体ら

---

18) AFL-CIO, "NAFTA's Seven-Year Itch: Promised Benefits Not Delivered to Workers" (<http://www.aflcio.org/globaleconomy/nafta.pdf>). 2002年3月5日アクセス。

19) Teamster, "No to FTAA: Information on the Free Trade Area of the Americas" (<http://www.teamster.org/nafta/FTAA/ftaamain.asp>). 2002年3月5日アクセス。

とともに訴えている<sup>20)</sup>。

AFL-CIO が現在展開するキャンペーンの標語は、「Make the Global Economy Work for Working Families (働く家族のためにグローバル経済を働かせよう)」である。米国の労組は今日、グローバル規模で搾取されている労働者の問題、民主主義、人権問題、環境問題にまで活動アジェンダを広げ、グローバル市民社会全体の価値観や公正さが脅かされていることを、貿易自由化に反対する理由として強調する。グローバリゼーションが進み、自由化推進派の発言力が圧倒的に強まっていくなかで、組織率の低下に悩みつづけてきた労組は、反グローバリゼーション勢力に自らを組み込むことによって、政治的影響力の回復に努めてきたといえよう。

#### IV 環境保護団体の反グローバリゼーション

環境保護団体（環境 NGO）は、米国の内側にも外側にも存在して連携のネットワークをつくりあげている「トランスナショナル」な反グローバリゼーション勢力の代表的存在である。彼らの反グローバリゼーションは、反・自然環境破壊と同じ意味である。今日のグローバリゼーションが環境破壊の重要な要因であると考え、米国をはじめとする先進国が進める貿易自由化や投資自由化に強い反対の立場をとる。

労組と違って、環境保護団体は元来、貿易問題に直接関与することはほとんどなかった。貿易問題では「新参者」といってよい<sup>21)</sup>。しかしグローバリゼーションが加速した1990年代、貿易自由化と環境破壊の進行に因果関係を見出し、労組と同じく NAFTA、FTAA、WTO、ファスト・トラックなどのすべてに反

20) たとえば AFL-CIO の反対意見は、「Brief Facts on Fast Track」([http://www.aflcio.org/globaleconomy/ft\\_quickfacts.htm](http://www.aflcio.org/globaleconomy/ft_quickfacts.htm)) を参照。2002年3月5日アクセス。ファストトラックは2001年5月、通商促進権限 (Trade Promotion Authority) 法案として議会に提出された。同法案は2001年12月6日、下院を1票差 (215対214) で通過し、本稿執筆時点 (2002年5月) では上院での審議が未了となっている。

21) I.M. Destler and Peter J. Balint, *The New Politics of American Trade: Trade, Labor, and the Environment*, Washington, D.C.: Institute for International Economics, 1999, p.25.

対する立場を打ち出した。そして、国境を越えた組織ネットワークを活用しつつ、貿易問題において近年とみに影響力を増しているアクターとなったのである。

環境保護団体による反グローバリゼーション論の主要論点は、以下のとおりである。第1に、WTOにせよNAFTAにせよ、貿易自由化協定は、国や地方自治体がそれぞれ設けている環境保護基準を「非関税障壁」として一律に除去する方向へ動いている。多国間で共通の環境基準が設けられる場合も、低いほうの基準に収斂しがちである。規制緩和の波が環境分野にも押し寄せることで、行政は市民の健康を守る責任を放棄しようとしている。

第2に、貿易自由化が進めば、魚介類の輸出国はより多くの水産資源を、木材輸出国はより多くの森林資源を乱獲する動機を強めることになる。農産物を増産するための化学肥料の濫用は、土壌を変質させ、自然環境下で栽培されていた既存品種を絶滅の危機に追いこむ。かくして生態系の破壊が進む。

第3に、多国籍企業は、コスト削減のため、環境保護基準が緩やかな国・地域に進出する傾向にある。進出する際には、可能なかぎり公害対策に費用をかけずに工場を設立しようとする。よってグローバリゼーションは、「環境にやさしくない」企業進出を助長し、進出地域の環境汚染を悪化させる。また、安全対策の劣る進出工場ではしばしば火災や事故が起き、途上国労働者の生命・健康を脅かしている。

第4に、WTOをはじめとするグローバリゼーション推進の国際組織は、大企業・産業界寄り（pro-business）の立場に偏向しており、自然環境の価値を十分に顧みることがない。環境だけでなく、労働者、社会的弱者、消費者、零細企業、地域商店街、小規模農家などの犠牲の上に、大企業の利益を後押ししている。

第5に、それら国際機関は、大国（先進国）主導の非民主主義的な組織である。また、各国政府派遣の通商代表団だけが立ち入りを許される「密室」の中で決定を下しており、透明性（transparency）と説明責任（accountability）に乏しい。その内容次第で直接の不利益を被る市民社会グループの意見が、決定に反映されることはない。

こうした環境保護団体の主張は、環境問題を中心に据えつつも、労働問題、食品安全問題、人権問題なども包含する内容である。それゆえ、労組、農民、消費

者団体、人権保護団体などとの「共闘」が実現する。それらグループはシアトルやジェノアでの反グローバリゼーション・デモに集結し、世界の耳目を決定的に集めることとなった（デモが暴動に発展したことで、好戦的集団のイメージをもたれることにもなってしまった）。

さて、先述のとおり、環境保護団体が貿易問題で存在感を示すようになったのは比較的最近のことである。米国では NAFTA が端緒であった。前節において、労組の反対運動によって NAFTA に補完協定が追加されたことをみたが、環境団体も劣らぬ影響力を米国政府に対して行使し、もう 1 つの補完協定を成立させることとなった。

環境団体の反対理由は、米加に比べて粗悪な環境基準しかもたないメキシコとの間で輸出入や投資が増加することにより、上述したような自然環境・生態系の破壊が、米墨国境さらには北米全域で進むことであった。主として米加の環境 NGO の圧力を受け、クリントン政権は気乗りしないメキシコ政府を説得し、環境保護への配慮を盛り込んだ補完協定を追加した。3 カ国それぞれが環境規制の強化に努めると同時に、3 カ国の環境問題担当閣僚を長とする委員会を設けて協力しあうことを取り決めた内容である。環境関連の取り決めを入れた主要な通商協定は、NAFTA が初めてであった<sup>22)</sup>。

しかし NAFTA 発効後、労組と同じく環境団体も、その効果に失望感と憤りを募らせていく。それゆえ、NAFTA を拡充する FTAA 構想に対し、他の反グローバリゼーション団体とも連携しつつ、強く反対することとなる。北米全域に支部をもつシエラクラブは、米国だけでなく、たとえばカナダでも労働団体や市民団体と共同で「貿易と環境に関するカナダ同盟」を結成し、反 FTAA 活動を開始した<sup>23)</sup>。

環境保護団体は、ファスト・トラックにも反対の立場をとる。シエラクラブは「From fast track to right track (ファスト・トラックから正しい道へ)」を主

22) Cameron and Tomlin, *Making of NAFTA*.

23) Canadian Alliance on Trade and Environment, "Five Environmental Reasons to Oppose the FTAA," April 2001 (<http://www.sierraclub.org/trade/ftaa/fivereasons.pdf>). 2002年3月5日アクセス。

張する。議会において協定内容の修正が一切認められない批准手続きが非民主主義的であると批判し、「No Globalization without Representation (代表なくしてグローバリゼーションなし)」を標語とする反対キャンペーンを展開している<sup>24)</sup>。

シアトル暴動で脚光を浴びた反 WTO キャンペーンも、以来まったく衰えていない。グリーンピースは2001年11月、WTO 閣僚会議が開かれたドーハに向けて抗議船・虹の戦士 (Rainbow Warrior) 号を航海させ、「環境を売り渡すな (No Environmental Trade Off)」と訴えるキャンペーンを現地で繰り広げた<sup>25)</sup>。サンフランシスコを拠点とするコープウォッチは、WTO が進める「企業主導のグローバリゼーション (corporate-led globalization)」から民主的な「草の根グローバリゼーション (grassroots globalization)」への転換を求め、多国籍企業の環境破壊・人権侵害行為をインターネットで告発する活動を続けている<sup>26)</sup>。

少なくとも、新ラウンドを通じたいっそうの自由化に反対する点において、先進国の環境 NGO と多くの途上国政府の立場は共通する。グリーンピースはドーハでの反対活動中に、「WTO 加盟国の過半数によって米国と EU が提唱する新ラウンドが拒絶されたならば、この閣僚会議も意義ある機会であったといえるだろう」と論じた<sup>27)</sup>。実際には新ラウンド開始で合意が成立したわけであるが、先進国主導の自由化に反発する途上国と、自由化がもたらす環境や労働への弊害を強調する NGO とが、一緒になって「反グローバリゼーション」の声を上げる機会が、これから新ラウンドが進むにつれ増えていくと予想される。

---

24) Sierra Club, "No to Fast Track! Make Trade Clean, Green, and Fair" ([http://www.sierraclub.org/trade/fasttrack/fasttrack\\_factsheet.pdf](http://www.sierraclub.org/trade/fasttrack/fasttrack_factsheet.pdf)). 2002年3月5日アクセス。

25) 虹の戦士号は1995年、フランスの核実験に抗議するためにグリーンピースがタヒチ近海の核実験場、モルロア環礁に派遣し、フランス軍に拿捕されたことで有名な船である。

26) CorpWatch のウェブサイト (<http://www.corpwatch.org/>)。2002年5月11日アクセス。

27) "Greenpeace at the World Trade Organization's 4th Ministerial Conference," November 2001 (<http://greenpeaceusa.org/features/wto2001text.htm>). 2002年5月11日アクセス。

## V おわりに

以上にみてきたように、今日の反グローバリゼーションは、国家間（国際的）、一国内（国内的）、越国境（トランスナショナル）の各レベルで強まりつつある。反グローバリゼーションのアクターは多様であり、グローバリゼーションに反対する理由も様々であるが、互いの主張に共通点を見出し、連携して活動することも増えている。そのように国境を横断し、また問題領域を横断して、今日の反グローバリゼーション運動は展開されている。

反グローバリゼーションが国境を越えて広がってきたのは、グローバリゼーションが国家間でも、一国内でも、勝者と敗者を分かちつつあると受け止められているためであろう。国境を越えて勝者と敗者の亀裂が深まりつつけている以上、国境を越えた連帯が生まれてくるのは自然の流れであった。その連帯の広がり、は、「反グローバリゼーションのグローバル化」とでも呼びうるだろう。

反グローバリゼーションのグローバル化は、自然の流れであると同時に、意図的・戦術的に進められてきた面もある。米国の労働組合は、自分たちの雇用を守るだけでなく、国外の労働者にも目を向け、人権や環境、開発などのグローバル・イシューに活動アジェンダを広げることにより、反グローバリゼーションの隊列に加わった。環境保護団体の関心事項も、もはや環境問題だけにとどまらない。各グループは、互いに共通項を見つけ出し、連携とネットワーク化を進めてきた。意図的にみずからをグローバル化して、反グローバル化アクターとしての影響力を増してきたといえる。

一方、今日の反グローバリゼーションは余りにも広範であるがゆえに、同床異夢に終わる危険を孕んでいることにも留意する必要があるだろう。とくに、発展途上国と先進国 NGO の立場は、一致する部分もあれば反目する部分もある。NGO が要求する労働基準や環境基準の厳格化は、外資誘致を最優先課題とする途上国の経済政策と衝突しうる。人権規約の強化も、内政干渉と反発される場合がある。本稿では論及できなかったが、途上国同士、NGO 同士の対立も当然ありうる。反グローバリゼーション運動が多様なアクターを包含してグローバル化するほど、参加アクター間の緊張も高まると予想されるのである。

このように連帯と緊張を内包した反グローバリゼーションの諸位相について、もっとはるかに包括的かつ緻密な解析作業が必要であることを付言し、ひとまずこの小論を閉じることにしたい。